

知っておきたい 外国人雇用の今

外国人雇用に関する、最新の状況や情報をお伝えします

技能実習2号から「特定技能」へ はじめての認定者が誕生



帰国後も現地で働ける環境づくりを目指して

グループ会社のHB-KMIXでは現在、ベトナムに日本語とビルクリーニングを学べる学校を設立するための準備を進めている。外国人雇用を通じて、いくつものトラブルを経験しながら企業として成長してきたという同社。過去には在留資格認定が遅れ、当初の入国予定より大きくずれ込み、技能実習生のモチベーションを下げてしまったこともあった。ベトナムのホーチミン市で技能実習生支援事業を行う「HB-KMIX」では、自社で培ったノウハウを、今後外国人雇用を思案する企業向けに入国前支援教育の提供を促進していく計画もある。



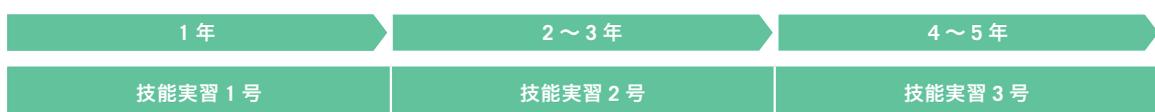
ビルクリーニング分野の新たな労働力として期待される在留資格「特定技能」。技能実習生から特定技能に移行した初の認定者が、株式会社ケイミックスから誕生した。同社にはベトナムにビルメンテナンス業を行っているグループ企業「HB-KMIX」があり、ビルクリーニング業種の技能実習生受け入れが可能となった2016年から技能実習の支援事業を行っている。企業単独型[※]で受け入れでできる強みを生かし、現在までに61人の技能実習生が日本で働いている

という。今回認定を受けたのは、その1期生6人で、技能実習2号を終える半年前にビルクリーニング検定3級に合格。「特定技能1号」として業務の幅を広げている。「当初は、技能実習3号で引き続きの実習を考えていましたが、ビルクリーニングが特定技能対象になったことで、専門性を持った働き方ができる特定技能を紹介し、1期生全員から移行したいとの返事をもらえました」と人事部の岡裕次郎氏。特定技能は技能実習と違い労働を目的とした在留資格のた

め、「技能実習生ではかなわなかった、日本人と同じ社員としての活躍も期待しています」と語る。特定技能の支援計画を作成するにあたり、技能実習より一段階上を目指してもらうことを意識し、特定技能社員の賃金規程の策定をし、その他、希望があれば独立した住居の手配など福利厚生拡充も検討したという。技能実習生と特定技能社員の生活指導を担当する業務管理課の小林美穂氏は、「1期生は先輩がいない中で頑張ってきた方々なので、日本人とのコミュニケーション力が非常に高いです」と人柄を評価する。「休日はバスツアーで遊びに出かけるなど、積極的に暮らしも楽しんでいる。だからこそ、日本で働き続けたいと言ってもらえたと感じています」（小林氏）同社では、技能実習生の先輩と後輩が同じ寮に住み、生活マナーを先輩に指導してもらえる体制も整えている。「頑張る先輩の姿を見て、特定技能に移行したいという方が増えてほしいです。技能実習2号から特定技能を目指す流れを確立していきたい」と岡氏は語る。

※受入企業(実習実施者)自身が海外の現地法人から受け入れて技能実習を実施する方式

●技能実習生から特定技能に移行するタイミング



- 特定技能へ移行できるタイミングは2回ある
- 技能実習3号開始後、1年以内に一時帰国することも選択可能となった

